

わかやま

VOL.18 2013.7.22

景観・まちづくり新聞

県内の景観やまちづくりに関する取り組みについて情報をお届けします。
市町村やまちづくり団体の取り組みで記事がありましたら、ご連絡ください！

発行： NPO 法人 市民のわかやま
監修： 和歌山県 県土整備部
都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
TEL： 073-441-3228
FAX： 073-441-3232
E-Mail： e0809001@pref.wakayama.lg.jp
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/

和歌山市屋外広告物の設置に係る許可基準の改正について 和歌山市都市整備課

平成8年に制定された和歌山市屋外広告物条例に係る屋外広告物の許可基準が、大幅に改正されました。施行日は、平成25年10月1日。

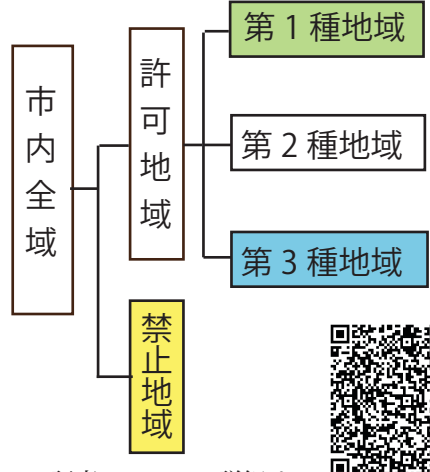
(1) 許可地域が細分化されます
現在の許可地域（1種類）が3種類に分割されます。

第1種地域：市街化調整区域
良好な自然景観や町並み景観との調和を図る地域です。現行基準より少し厳しくなります。

第2種地域：第1種地域、第3種地域以外
原則、現行基準を踏襲します。

第3種地域：準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、さらに、別途一部の道路沿道（国道24号、市駅小倉線）が指定されます。

まちの賑わいが見られる広告物の需要が高い地域です。現行基準より少し緩和されます。
禁止地域
原則、現行地域を踏襲します。（生産緑地域等一部地域で追加されます）



この記事についての詳細は、和歌山市都市整備課のホームページをご覧ください。
http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/toshiseibika/okugaikokoku_kaisei/index.html



「和歌山城周辺景観重点地区」については、景観・まちづくり新聞 Vol.11(2011.11.4)をご覧ください。

基本方針

広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想
ア 和歌山城に面するけやき大通り、堀端通り、中央通り、三年坂通りが創る道路景観の魅力を上させるため、和歌山城及びこれらの通りの景観が調和した統一感のある広告物景観の形成を図る。
イ 通りごとに設定した景観形成の方針に則した広告物景観の形成を図る。
ウ 天守閣からの眺望に加え、天守閣や堀を望むことができる良好なビューポイント（眺望点）からの眺望景観を確保するため、眺望を妨げる広告物の掲出を最小限に抑制するとともに、掲出するにあたっても眺望景観への配慮を行うものとする。

屋外広告物の定義

- 屋外広告物とは、以下の4つの要件を全て満たすものです。
- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
 - (2) 屋外で表示されるもの
 - (3) 公衆に表示されるもの
 - (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの



本市では、「広告塔」ならびに「広告板」を「独立広告物」として位置づけています。

- (3) 道路沿道の禁止地域の追加指定
- ・平成27年度に開通予定の第二阪和道を禁止地域に追加指定されます。
 - ・その他の地域は、原則従前を継承。但し、高速道路沿道の路面以下については、禁止区域が解除されます。
- (4) 許可基準・適用除外基準の見直し
- 「条例・規則」の主なもの
- ・生産緑地地区を禁止地域へ追加。
 - ・景観法への対応。
 - ・広告板と広告塔の区分が「独立して設置される広告物」に統一されます。
 - ・新たに追加された広告物
 - ・バスシェルター広告（バスの停留所に設けられた上屋の広告物）吊下げ広告、電光表示広告物等に対して、基準が追加されます。
 - ・電柱広告掲出基準が緩和されます。

「和歌山市のまちなか再生」その五

前回、30年(平成42年)春にタイムスリップし、和歌山城を中心にした「賑わうまちなか」を確認しました。今回は、現在から30年(平成42年)までの「まちなか再生のプロセス」を順に追ってみたいと思います。繰り返しになりますが、「まちなか再生」は、平成23年度の「まちなか再生戦略ワークショップ」で議論した結果、「人と情報が集まる賑わいの中心核」を創って、その周りに「魅力的なモノやサービスを提供する店」が次々に開店し集積していき、新しい中心地が形成されるイメージです。そしてその中心となる地域は、その地域の商店やその地域に住む人が「中心を担う」と決意した地域です。平成24年、商店街や自治会などにヒアリングしましたが、残念ながら、このような志のある人物はバラバラに点在して、中心地でなかったり、数人まとまっている地域を見つけることは出来ませんでした。

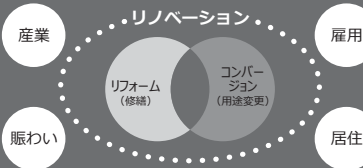
一方、和歌山市は、平成25年、遊休不動産再生活用推進事業を開始しました。まちなか存在する多数の空きビルを調査する一方で、講演会や、リノベーション・スクールを開催して、「まちなか再生」に「リノベーション」が有効な手段の一つであることを、不動産オーナーや事業者にPRしました。また、多数の空きビルの中で、中心地にあつて、まちなか再生の志のあるオーナーのビルの一つを、志がある事業者の要望を踏まえてリノベーションする。さらに、そのビルと同じ志がある事業者を集め、中心核として和歌山にしかない初期集積を創り出す。その後は、そのビルの周辺に新たな商店やサービスが集積していくような流れを創り出そうとするものです。この基本戦略が「まちなか再生」の関係者で、平成26年に初めて共有されました。そして、中心核となるリノベ・ビルをどこにするかが、「まちなか再生」の成否を握るカギとなりました。

(次号へ続く)

NPO法人 市民の力わかやま理事 糞谷昭治

リノベーションとは

遊休化している不動産を改修・活用して、機能や性能を向上させ、新しい価値をつけることで、まちの中心に都市型産業を興すこと。単なるリフォーム事業では無く、まちに雇用と産業を生み出し、生まれ変わった遊休不動産を核にエリアの魅力を高めること。



第1回リノベーション講演会「右手に志、左手に算盤」

第1回リノベーション講演会では、オガールプラザ(株)代表取締役の岡崎正信氏を講師としてお招きし、「右手に志、左手に算盤」をテーマに、これまでの経験談や不動産とまちの関係性についてお話しいただきます。

講師：岡崎 正信氏



1972年生まれ。(株)故郷の山専務取締役他に、岡崎建設(株)専務取締役。1995年に地域振興整備公団(現都市再生機構)に入団し、2002年に退団するまでの間、東京本部、建設省都市局都市政策課、北海道支部などで地域再生業務に従事。現在は家業と共に、岩手県紫波町が推進するオガールプロジェクトの中核として、紫波町の公民連携事業を企画推進している。

《日時》 2013年8月22日(木) 19:00~20:30(18:30開場)
《場所》 和歌山市男女共生推進センター(あいあいセンター) 6階ホール
〒640-8226 和歌山市小人町29番地 TEL:073-432-4704

《主催》 和歌山市
《共催》 NPO法人市民の力わかやま

南海和歌山市駅から徒歩10分
和歌山バス城北橋バス停から徒歩3分
市役所前バス停から徒歩5分

申込み・問合せ

FAXまたはメール、電話で氏名・所属・電話番号・メールアドレスを明記して下記までお申込みください。



ふるさとフォトグラファー

4・5月の入選作品より



フリー投稿 「大餅投げ」

ふるさとフォトグラファー：いとちゃん itocyan
撮影場所：海南市下津町引尾 立神社境内
撮影日：2013年5月3日 14時10分

餅投げとは下に向けて投げるものだと思いましたがこちらは山に向けて上にも投げなくてはなりません。それも大きなお餅！大仕事ですね！案外投げられたお餅を撮るのは難しいものです。ナイスショット

「きのくに風景讃歌」の「ふるさとフォトグラファー」のページでは、ふるさと和歌山県のすばらしい景観や町並み、建造物、文化遺産などの写真を募集しています。

NPO法人 市民の力わかやま

〒640-8215 和歌山市橋丁21番地 N2ビル3F
TEL/FAX 073-428-2688
URL http://shimin.or.jp/
e-mail info@shimin.or.jp
受付時間 月~金 9:30~16:30 ※土日祝休み



「景観・まちづくり新聞」のバックナンバーは「きのくに風景讃歌」のサイトからダウンロードできます。

「きのくに風景讃歌」
http://www.kinokuni-sanka.jp/

